

監査公表第14号（平成27年7月10日、県公報第3709号登載）
平成26年9月2日から平成26年10月30日実施
随時監査（2次分）結果に基づく措置通知（平成26年度）

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局の出先機関及び警察本部関係機関29か所について実施した随時監査結果の報告（平成27年3月23日26監総第465号-2）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年7月10日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
福岡県監査委員職務執行者	井本邦彦

27商政第161号
平成27年4月24日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 井本邦彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について

平成27年3月23日26監総第465号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	預金残高が長期間放置されている用途不明の通帳が、所属の金庫に保管されていた。	預金残高の歳入処理を行うとともに、当該口座の解約を行った。 今後は、金庫内の保管状況について、定期的に点検を実施し、金庫の適正管理に努める。